

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申し出があった場合には、行わなければならないこととされました。

また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申し出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定されたため、地方公務員についても労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うこととされています。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況 (令和7年4月1日現在)(県内)

区分	全部局数	令和7年4月1日時点で整備済み		令和7年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
市	124	97	78.2%	7	5.6%	20	16.1%
町村	63	39	61.9%	3	4.8%	21	33.3%
一部事務組合等	53	15	28.3%	1	1.9%	37	69.8%
県内合計 (さいたま市除く)	240	151	62.9%	11	4.6%	78	32.5%

(参考:全国)

市区	2,623	2,192	83.6%	81	3.1%	350	13.3%
町村	2,454	1,473	60.0%	104	4.2%	877	35.7%
一部事務組合等	1,406	410	29.2%	35	2.5%	961	68.3%
全国合計	6,483	4,075	62.9%	220	3.4%	2,188	33.7%

- (注) 1 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。  
 2 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。  
 3 端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。(以下、全ての表において同じ。)  
 4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)  
 5 市及び市区には、指定都市を含まない。(以下、全ての表において同じ。)

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件 (令和7年4月1日現在)(県内)

区分	全部局数	医師の面接指導の対象となる要件								
		令和7年4月1日時点で例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む		その他		
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	
		a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b
市	124	97	78.2%	76	78.4%	18	18.6%	3	3.1%	
町村	63	39	61.9%	39	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
一部事務組合等	53	15	28.3%	8	53.3%	4	26.7%	3	20.0%	
県内合計 (さいたま市除く)	240	151	62.9%	123	81.5%	22	14.6%	6	4.0%	

(参考:全国)

市区	2,623	2,192	83.6%	1,666	76.0%	391	17.8%	135	6.2%
町村	2,454	1,473	60.0%	1,325	90.0%	68	4.6%	80	5.4%
一部事務組合等	1,406	410	29.2%	331	80.7%	47	11.5%	32	7.8%
全国合計	6,483	4,075	62.9%	3,322	81.5%	506	12.4%	247	6.1%

- (注) 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備ができていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施状況 (県内)

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 人数	医師の面接指導が 行われなかった職員										その他	
		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった		その他			
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b	f	f/b	g	g/b
市	2,066	1,088	52.7%	219	20.1%	504	46.3%	259	23.8%	1	0.1%	105	9.7%
町村	28	2	7.1%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
一部事務組合等	14	14	100.0%	0	0.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
県内合計 (さいたま市除く)	2,108	1,104	52.4%	219	19.8%	519	47.0%	259	23.5%	2	0.2%	105	9.5%

(参考:全国)

市区	58,775	35,680	60.7%	5,294	14.8%	21,642	60.7%	3,809	10.7%	174	0.5%	4,761	13.3%
町村	4,294	3,262	76.0%	82	2.5%	2,425	74.3%	321	9.8%	11	0.3%	423	13.0%
一部事務組合等	2,348	1,219	51.9%	20	1.6%	1,124	92.2%	24	2.0%	9	0.7%	42	3.4%
全国合計	65,417	40,161	61.4%	5,396	13.4%	25,191	62.7%	4,154	10.3%	194	0.5%	5,226	13.0%

- (注) 1 職員数は令和6年度の延べ人数である。  
 2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。  
 3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。